

議員提出議案第4号

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成23年5月23日

川崎市議会議長様

提出者 川崎市議会議員 矢澤博孝

〃 菅原進

〃 雨笠裕治

〃 竹間幸一

〃 松川正二郎

川崎市議会委員会条例の一部を改正する条例

川崎市議会委員会条例（昭和31年川崎市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号及び第4号中「13人」を「12人」に改め、同条第5号中「12人」を「11人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

常任委員会の委員定数について所要の改正を行うため、この条例を制定するものである。